

# かけはし

JITCO JOURNAL

# 10

2019.October  
Vol.139

●トピックス

## 技能実習の現場から -株式会社ガードナーを訪ねて-

特定技能における在留資格変更許可申請の書類作成および申請のポイント  
技能実習生等の外国人材を受け入れる事業場における防災対策

「第27回外国人技能実習生・  
研修生日本語作文コンクール」  
入賞者発表



# かけはし

JITCO JOURNAL



2019.10 Vol.139

表紙の写真：メークロン市場の光景  
(タイ・サムットソンクラーム県)

バンコクから南西70kmに位置するサムットソンクラーム県で開催されるメークロン市場(Maeklong Market)。魚や野菜、果物などの生鮮食材が売られる地元民のマーケットですが、ある珍しい光景で知られています。それは、線路に密着して、店が並んでいるところ。店主は1日数回、列車が通るたびに商品を片付け、列車が過ぎればまた商品を並べて商いを始めます。この光景をひと目見ようと、たくさん観光客が訪れています。

## CONTENTS

- 巻頭言
- √ p.1 **理事長就任のあいさつ**  
公益財団法人国際研修協力機構 理事長 八木宏幸
- トピックス
- √ p.2 **技能実習の現場から**  
株式会社ガードナーを訪ねて
- √ p.6 **「第27回外国人技能実習生・研修生日本語作文コンクール」入賞者発表**
- √ p.8 **特定技能における在留資格変更許可申請の書類作成および申請のポイント**
- √ p.11 **特定技能による受入れのQ&A**
- √ p.12 **技能実習生等の外国人材を受け入れる事業場における防災対策**
- √ p.14 **海外情報**
- √ p.15 **JITCO開催の養成講習実施スケジュール**
- √ p.16 **「JITCO総合支援システム」(JITCOサポート)をリニューアルしました!**
- √ p.18 **技能実習生のお国ぶり・暮らしぶり**
- √ p.22 **JITCOの教材のご案内**
- √ p.24 **JITCOインフォメーション／JITCOの各種セミナーのご案内**

### 技能実習days

● 協立建物管理株式会社 ● みやぎオーバーシー協同組合／ヤマサ正栄水産株式会社 ● 有限会社ヘアメッセージ

## 理事長就任のあいさつ



公益財団法人 国際研修協力機構

理事長 八木 宏幸

本年6月25日に理事長に就任いたしました。当機構の理事長の重責を全うすべく、全力で取り組む所存です。

今、時代は平成から令和になり、我が国には少子高齢社会の到来に伴う諸課題を克服し、国際社会への貢献を果たしつつ、活力ある社会を作り上げていくことが求められています。

当機構は1991年（平成3年）の設立以来、主に外国人技能実習制度の円滑な運営を支援する公益法人として活動してまいりました。振り返りますと、平成の時代は世界的には冷戦が終結し、各国で民主化が進み、アジア諸国等の経済が急成長した時代であり、国内的にはバブル経済がはじけ低成長に苦しみながらも、新たな経済・社会の姿を模索した時代でもありました。このような平成の時代の中で技能実習制度も生まれたのであります。

技能実習制度は、1993年（平成5年）に発展途上地域等への技能移転・人材育成による国際貢献を目的に創設され、2004年（平成16年）に技能実習生の国内在留者数が10万人（研修生を含む）に達した後、幾度かの制度改正を経て、2017年（平成29年）の技能実習法の施行という形で制度の適正化が図られました。2018年（平成30年）12月末現在、同在留者数は約33万人にまで増加し、諸外国から強い関心を寄せられています。また、外国人材の受入れを巡っては、国内の深刻な労働力不足を背景に、本年4月、在留資格「特定技能」が新設され、14の特定産業分野において一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れが始まりました。日本の産業界で受け入れる外国人の方々の数も、今後さらに増加していくものと予想されます。

今、外国人材の受入れを巡る環境は大きくかつ急激に変化しています。こうしたなか、当機構は「外国人材の受入れに係る制度の総合支援機関」として、これからも制度関係者の皆さまの期待に応え、送出国と我が国双方の経済・社会の発展に貢献してまいりたい所存です。

制度関係者の皆さまには、今後とも当機構の事業活動に対し、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 株式会社ガードナーを訪ねて

今回は、繊維・衣服関係の業種で技能実習生を受け入れておられる株式会社ガードナー（本社：埼玉県加須市）を訪ね、矢澤 将之代表取締役会長、矢澤 崇専務取締役、加藤 登美子生産部企画課長、三澤 直哉総務部総務課長にお話をうかがいました。

## プロフィール

- ▶会社名:株式会社ガードナー ▶創立:1986年(昭和61年)1月
- ▶本社所在地:埼玉県加須市大門町19-47
- ▶代表取締役会長:矢澤 将之 ▶代表取締役社長:渡辺 英治
- ▶主な事業内容:クリーンルーム用ウェアの企画・製造・販売、  
ユニフォームの企画・製造・販売、クリーンルーム関連商品の販売



ホームページ



株式会社ガードナー本社

## 貴社の技能実習生の在籍状況についてお聞かせください。

**矢澤会長** 現在、当社にはベトナムからの技能実習生が11名在籍しており、クリーンルーム等で使用されるユニフォーム等の縫製作業を行っています。当社は、2006年に初めて技能実習生を中国から受け入れて以来、毎年、中国から技能実習生を受け入れていましたが、2014年にベトナム・ホーチミン郊外に当社が現地工場を開設したことを機に、2016年以降、ベトナムから技能実習生を受け入れています。



矢澤将之  
代表取締役会長

どおりに縫うことができる自動ミシン)」や「サージング（作業員が立った状態で縫い代を処理するミシン）」といった最先端の機器の操作についても習得できるよう意識して教えています。技能実習生も皆まじめに取り組んでおり、今年是在籍3年目の技能実習生5名全員が技能検定3級（実技・筆記）に合格しました。また、当社の「仕様書」は絵図を中心に簡単な日本語での注釈が添えられており、基本的な日本語を覚えることは技能実習生にとって仕事をするうえでも大いに役立つことから、当社では日本語の教育にも力を入れています。



縫製作業に勤む技能実習生

## 技能実習生の技能の修得・向上について、どのように取り組まれていますか？

**加藤課長** 当社では技能実習生に縫製の各種作業を教えるにあたり、「仕様書」を用いて、でき上がりのイメージを絵で見せて、やって見せて（見本を作って）、見本と同じものを作ることから始めて、一つ一つ技能を身に付けてもらっています。技能移転という意味では、通常のみシン操作にとどまらず、ミシンの故障時の修理の仕方や、「パターンシーマー（型

## 技能実習生の日本語教育に注力されているとのことですが、具体的な取組みについて教えてください。

**加藤課長** 最初は技能実習生の仕事終わりに1時間程度、会議室で日本語勉強会を行うことから始めました。私が講師となって、インターネット等で無料教材を調べ、子ども向けの日本語ドリルのようなものを独自に教材ファイルにしていま

す。実習現場でよく使用する日本語、たとえば（糸の）「細い、太い」や、自分の体調を相手に伝えるのに必要な「おなか」や「こし」（が痛い）といった身体の部位など、基本的な言葉から教え始めました。また、勉強会が退屈なものにならないよう、食べ物の日本語を教える際には「今度一緒に作ろう」「一緒に食べに行こう」と話したり、技能実習生が互いにクイズを出し合うようにしたりするなど工夫を凝らしています。技能実習生たちは自分が問題を出す番になると、簡単には答えられない難しい日本語や発音しにくい言葉を見つけては出題し、楽しく学習しています。なお、教材ファイルは一人ひとりに渡しており、職場や寮などどこにでも持ち歩いて勉強してもらえるようにしています。



加藤登美子  
生産部企画課長  
(手にされているのが実際に使われている日本語教材)



### 技能実習生への日本語教育の取組みの効果はどういったところに現れていますか？

**加藤課長** 日本語を学習することで、技能実習生の「仕様書」を読み解く力が向上し、ミシンや部材の種類について間違いがなくなり、現場で技能実習生同士が教え合う雰囲気も出てきました。最近では、仕事で使う日本語については、会議室ではなく作業現場で教えることが一番効率が良いと考え、作業場のテーブルに集まっての勉強会も実施しています。仕事で使う言葉に間違いがあってもいいから、わからないのに『はい』とは言わないで』と伝えています。また、技能実習生たちの意欲も高まっていると感じます。残念ながら、全体的にまだ日本語能力試験を受験できるレベルには達して

いませんが、今年、「JITCOの日本語作文コンクールがあるけどチャレンジしてみる?」と皆に話したら、技能実習生のうち2名が「チャレンジしてみたい」となり、当社として初めて日本語作文コンクールに応募しました。

### 貴社では、技能実習生の地域交流等についても積極的に取り組んでおられますが、どのようにされていますか？

**矢澤専務** 当社では技能実習生たちが喜ぶイベントを年間スケジュール化して、実施しています。「せっかく縁あって日本に来てくれた」「基本的に皆さん性格が明るく、大切にしたい」「会社としても助けられている」などの思いから企画しているものですが、その中には地域交流につながるものもあります。



矢澤崇  
専務取締役

**三澤課長** 年間を通じて様々なイベントを実施している中でも、2月の「お不動様（不動ヶ岡不動尊）の節分会」や7月の「加須どんとこい祭り」への技能実習生の参加は、地域社会との関わりの面で特徴的だと思います。

**矢澤会長** 「お不動様の節分会」では、技能実習生たちが技能実習で培った縫製技能を使い、節分会に着るきらびやかな袴（かみしも）を縫い上げ、奉納させて頂きました。

「技能実習生が日本にいたる間、安全に過ごせるように」と「身体健全」「心願成就」の護摩札を技能実習生全員に頂戴しました。節分会当日は、きれいな袴を着た技能実習生が、本堂の上から



境内にいる参拝者に福豆や福銭をさしあげるという行事に参加させて頂きました。これについては、地域交流の取組みとして、加須市長さんからも、「市の伝統的な行事の発展に貢献して頂き、加須市とベトナムとのかけはしになってありがたい」と感謝の言葉をいただきました。

**加藤課長** 7月の「加須どんとこい祭り」には、技能実習生全員が浴衣を着て参加しています。その際に身につける髪飾りや巾着袋は、ミシンを使って自分たちで制作しています。

その他にも、11月の「げんきプラザフェスティバル」という地域イベントに参加し、和太鼓を叩かせてもらったり、パソコンの操作を体験したりしています。



**技能実習生への生活指導・支援やコミュニケーションの面で工夫されている点を教えてください。**

**三澤課長** 当社には、技能実習生たちから『日本のお母さん』と慕われている職員がおり、第1期生を迎えた頃から、まさに母親目線で細やかな生活指導やサポートをしてくれています。また、仕事上はあまり接点のない役職員とのあいだでは、各種のイベントがコミュニケーションを深める場となっています。



三澤直哉  
総務部総務課長

1月の「新年会」では、職員が日本のおせち料理を持ち寄って技能実習生に食べてもらっていますし、4月の夜桜見物や5月の加須市の100メートルの巨大こいのぼりとイチゴ狩り、10月の日光への日帰り観光など、春夏秋冬が感じられる企画を一緒に実施しています。

**加藤課長** 技能実習生の中には既婚者も多く、昨年10月の日光への観光旅行では、スマホを使って母国にいる家

族にライブ中継していました。華厳の滝やいろは坂辺りのきれいな川の水に感動し、「日本は本当にきれい」と言って、喜んでくれました。引率している職員としても嬉しいですね。



**技能実習生のフォローや今後の展望等についてお聞かせください。**

**矢澤会長** ベトナムには当社グループ企業で受け入れていた元技能実習生が帰国後に起業し、製造・検品に関して当社の仕事をいただいているケースもあります。帰国後にそのような現地企業や当社のベトナム工場で働きたいという技能実習生も多くいますので、できるだけそうした期待にも応えたいと思っています。また、将来的には技能実習の3年から5年への延長にも対応していきたいと考えています。

技能実習生 11 名にもお話をうかがいました。  
皆さん頑張って日本語で応えてくれました。



前列左から TRAN THI HIEP (ヒェブ)さん/TRAN THI XUAN TRUONG (チュオン)さん/NGUYEN THI THUY (トウイ)さん/NGUYEN THI THANH TAM (タム)さん/HUYNH MINH THU (トウ)さん  
後列左から TRAN THI MUON (ムオン)さん/LAM ANH HONG (ホン)さん/NGUYEN THI HONG THI (ホンティ)さん/NGO THI YEN THI (イエンティ)さん/DINH THI THANH HA (ハー)さん/LE THI TAI LINH (リン)さん

## 日本での生活はどうか？

日本語は難しく、時々わからなくなるけれど、おもしろいです。

お花見、花火、お祭りなどいろいろなところに行ったことが楽しい思い出。

料理がおいしい。一番好きなのはラーメン。

毎日、仕事や日本語を覚えようがんばっています。難しいけれど、新しい技術を勉強しています。

## 夢は何ですか？

帰国したら日本語の先生になることです。

帰国したら日本の企業で働きたいです。

小さな会社を作りたいです。

小さな喫茶店を作りたいです。

私は日本でずっと働きたいです。

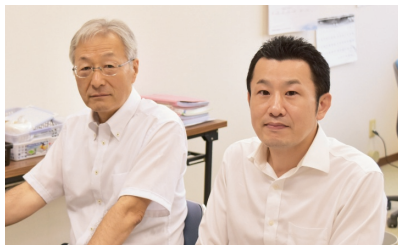
## —監理団体の談話—

# 加須被服協同組合

株式会社ガードナーの技能実習生受入れをサポートされている監理団体 加須被服協同組合の矢澤 俊之理事長、長谷川 潔事務局長にもお話をうかがいました。

## 技能実習生候補者の募集や選考はどのようにされていますか？

監理団体としては、まずはどの送出機関と契約するかが重要だと考えており、必ず現地へ赴いて、縫製業以外の業種での送出し実績があるか、技能実習生の費用負担が過大でないか等を確認し、適切な送出機関と契約するようにしています。技能実習生の募集・選考にあたっては、送出機関からの情報・推薦に加え、ガードナー社の場合はベトナムの現地工場からの推薦も含め、候補者を選び、ガードナー社と一緒に現地で候補者と面接のうえ最終選考しています。



矢澤俊之 理事長(右)  
長谷川潔 事務局長(左)

## 日本での技能実習生に対する監理団体としての支援について教えてください。

ガードナー社のケースでは、2006年の第1期生（中国からの技能実習生）の受入れ時は、文化の違いもあり、ゴミの出し方等の指導で難しさを感じたこともありました。一度ルールが定着すると、技能実習生同士でも寮の中で引継ぎがきちんとなされますので、その後は問題なく推移しています。その他、日本語の勉強会や技能実習生からの相談対応、各種レクリエーションなども、実習実施者（ガードナー社）と連携しながら行っています。

## 帰国後の技能実習生との連絡やフォローはどうされていますか？

ベトナムに行った時には、組合員企業の元技能実習生から、「家を建てる」といった近況報告や現地での転職や再就職の相談などをよく受けます。今年の1月に、ベトナムで帰国した元技能実習生を中心に30名程の食事会をしたのですが、ほとんど欠席者はありませんでした。「こうして集まってくれるということは、自分たちがしてきたことは間違いではなかった」と嬉しく思いました。



## 今後の展望をお聞かせください。

監理団体として各々の受入れ企業（実習実施者）との縦の関係はできているのですが、現状では受入れ企業同士の横の繋がりがあまりないため、今後は2ヶ月に1回程度、受入れ企業にお集まりいただいて会合を持ちたいと考えています。また、組合員企業には本社が埼玉県加須市にあって、工場は広域にお持ちのところも多いので、広域での対応ができるように組合員の皆さまとも相談したいと考えています。これからも「技能実習生のために」を第一に考え、地道に進んでいきたいと思っております。

**プロフィール**

- ▶ 創立: 1960年(昭和35年)7月
- ▶ 所在地: 埼玉県加須市大門町19-48
- ▶ 代表理事: 矢澤 俊之

# 「第27回外国人技能実習生・研修生 日本語作文コンクール」入賞者発表

JITCOは、技能実習生・研修生の日本語能力向上を支援するためにさまざまな事業を展開していますが、その重要な活動のひとつである本コンクールも、今年で27回目を迎えました。

今年も作品テーマを自由にし、2,556編の作品が寄せられました。

日頃、技能実習に取り組む中で、日本語の学習にも熱心に励み、積極的にコンクールに挑戦された技能実習生の皆様と、指導にあたられた監理団体・実習実施者等の皆さまに心より敬意を表します。



## 1 応募状況

**応募総数 2,556 編** 国籍別の応募者数は以下のとおりです。

	第27回 (2019年度)	第26回 (2018年度)	第25回 (2017年度)	第24回 (2016年度)	第23回 (2015年度)
中国	621	643	1,069	932	1,373
ベトナム	1,484	1,106	1,194	709	549
インドネシア	200	183	141	137	97
タイ	23	17	45	41	50
ミャンマー	110	95	77	50	40
モンゴル	40	26	27	32	20
フィリピン	43	54	61	21	13
カンボジア	34	24	20	6	2
ネパール	0	0	1	0	0
ラオス	0	3	0	6	0
スリランカ	0	0	1	1	0
バングラディッシュ	0	0	0	2	0
キルギス	1	0	0	0	0
合計	2,556	2,151	2,636	1,937	2,144

応募者の国籍別(単位:編)

## 2 審査過程

審査は、例年どおり3段階で行いました。第1次審査はJITCO 職員が担当し、内容と日本語能力の観点から、上位50編を選出しました。

続く第2次審査では、JITCO 役員5名による総合評価に基づき、28編を選出しました。

最終審査では、外部有識者を含む5名の委員が審査に当たり、審査委員会における協議を経て、最優秀賞4編、優秀賞4編、優良賞20編の入賞作品および佳作を決定しました。

### 最終審査委員(敬称略)

委員長 関口 明子 (公益社団法人国際日本語普及協会 理事長)

委員 坪田 秀治 (日本商工会議所 参与)

委員 関野 陽一 (元 山梨英和大学 教授)

委員 八木 宏幸 (公益財団法人国際研修協力機構 理事長)

委員 新島 良夫 (公益財団法人国際研修協力機構 専務理事)



## 第27回日本語作文コンクール入賞者一覧



### 最優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
アベサミス チャルス アルチャガ	乾杯	フィリピン/ とび	株式会社河建	協同組合 J & J 田原
徐 静	女性	中国/ 介護	社会福祉法人同塵会	P N J 事業協同組合
李 冬杰	立派な先輩	中国/ 電子機器組立て	パナソニックライフソリューションズ 電材三重株式会社	E L C 事業協同組合
陈 爽	夢がかないました	中国/ 塗装	株式会社柴田技研工業	共進協同組合



### 優秀賞(4人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
グエン ティ ラン トゥー	異国に居るといふ自覚	ベトナム/ 食料処理加工業	株式会社エヌチキン	公益財団法人国際労務管理財団
筒 雪梅	私の太陽	中国/ 介護	有限会社 メーブルウェルフェアサービス	宮崎ウッド事業協同組合
ルハグワドルジ ナンディンエルデネ	シュークリームから学んだ 工場長の教え	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州コンストラクチャーズ協同組合
譚 瑞	笑顔	中国/ 電子機器組立て	旭電器工業株式会社	E L C 事業協同組合



### 優良賞(20人)

氏名	作品タイトル	国籍/職種	実習実施者名	監理団体名
唐 冠禹	夢の樹	中国/ プラスチック成形	城東テクノ株式会社	房総振興協同組合
郑 雅文	お祖父ちゃん、ごめん	中国/ 介護	社会福祉法人同塵会	P N J 事業協同組合
ガルシア カーロマル ラザロ	令和を迎えて	フィリピン/ とび	株式会社河建	協同組合 J & J 田原
レー ティ ヒエン	時間をぜったいに守る習慣	ベトナム/ そう菜製造業	東洋ワーク株式会社	公益財団法人国際労務管理財団
ネアン テット	日本での日々体験記	カンボジア/ 耕種農業	興侶農園	阿蘇農業協同組合
バダムドブチド ムンフズル	未来は創るもの	モンゴル/ 機械検査	藤田螺子工業株式会社	九州ネット協同組合
トン ティ フェ	お父さんの汗	ベトナム/ 家具製作	株式会社増田桐箱店	協同組合福岡情報ビジネス
潘 培进	言葉の力	中国/ 介護	社会福祉法人同塵会	P N J 事業協同組合
梁 恩廷	おばちゃん ありがとう	中国/ プラスチック成形	株式会社土田化学	情報ベンチャー協同組合
马 微微	幸福について	中国/ 耕種農業	藤原園芸	関東経営合理化協同組合
孫 平	自分の家族に食べさせる 以上の思いで作るパン	中国/ パン製造	株式会社 ミックコーポレーション	中部 E S C O 産業協同組合
ディン ティ ニュー クイン	初めてのアイススケート	ベトナム/ そう菜製造業	株式会社ウジエデリカ	東西商工協同組合
狄 佳	あなたがいるから	中国/ 電子機器組立て	旭電器工業株式会社	E L C 事業協同組合
グエン ティ フオン	お爺さんへ	ベトナム/ 電子機器組立て	クロイ電機株式会社	関西経友会事業協同組合
刘 莉	初心を忘れずに終わりまで	中国/ 紙器・段ボール箱製造	有限会社ソノダ	オービーシー協同組合
姜 岩松	夢への架け橋	中国/ 介護	株式会社レイクス21	P N J 事業協同組合
韩 雅静	両岸で花咲かせ	中国/ 加熱性水産加工食品製造業	株式会社白老フーズ	渡島国際交流事業協同組合
陆 思彤	異国の温情	中国/ プラスチック成形	テイ・エステック株式会社	E L C 事業協同組合
レ ティ マイ	最高の日本生活	ベトナム/ 機械検査	株式会社屋根技術研究所	協同組合ロジテック愛知
グエン トゥイ フオン	両親の隣に	ベトナム/工業包装	PXC 株式会社	東京中小企業経友会事業協同組合

# 特定技能における

# 在留資格変更許可申請の書類作成および申請のポイント

企業・個人事業主が、日本に在留する「技能実習2号を良好に修了した外国人」や「国内試験（技能・日本語）に合格した留学生」を新たに特定技能外国人として雇用する際には、法務大臣による「在留資格変更許可」が必要となります。通常、在留資格変更の申請から許可を得るまでに2週間から1ヶ月程度かかり、また、日本に居る技能実習生や留学生には在留期限がありますので、早めに申請書等の書類を作成することが重要です。本稿では書類の揃え方、書き方、それらの留意点を解説します。

## 申請時期と必要書類

### 1 申請人(外国人本人)の在留期限を確認する

在留資格「特定技能」の申請書類は、特定技能外国人を受け入れようとする企業・個人事業主が主体となって作成します。国内外の関係機関から書類を集約することになりますので、スムーズな受入れのために、計画的な手続きを心がけてください。

そのためにもまずは、申請人の現在の在留期限を確認します。在留資格変更許可申請の標準処理期間は、「2週間から1ヶ月」と想定されていますので、申請人の在留期限を念頭において、余裕をもって申請を行えるように準備をします。

なお建設分野は、在留諸申請の前に、国土交通省へ建設特定技能受入計画に係る申請を行い、認定を受ける必要がありますのでご注意ください。

### 2 必要な書類を把握して揃える

特定技能外国人の在留諸申請に必要な書類は、法務省ウェブサイトにある「特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表」(以下、一覧表)の最新版

◆ 申請書及び添付書類は、片面印刷。(※)の上、本表の番号順に並べ、合は、本表の「提出確認欄」に、当該書類の提出確認欄に「○」を記入してください。  
◆ 同じ特定技能所属機関に所属する申請者は、本表の番号1「申請人名簿」筆頭で提出してください。  
◆ 本表の番号1「申請人名簿」及び65の書類を番号順に並べ、申請人ごとにクリップ等で綴じ、名簿順に並べます。  
※ 申請人全員が共通の派遣先に労働者派遣をされる場合、項番38～43のうち41以外を省略できます。

番号	必要な書類	書式	特定技能1号 認 定	変 更	新 規
1	申請する特定技能外国人の名簿	法務省HPに掲載	△	△	△
2	特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表	法務省HPに掲載	○	○	○

(※例示は2019年8月現在 <http://www.moj.go.jp/content/001291190.pdf>) をもとに、揃えます。一覧表の1枚目に全体の留意事項が記載されていますので、必ず読むようにしてください。一覧表の1枚目の半ばから、必要な書類や書式、申請区分、個別の留意事項等があります。必要な書類は項番1から72まであります(一覧表を含む)。こちらも十分に読んだうえで作成を始めてください。

☑ 在留資格変更許可申請は、申請人に在留実績があることから、申請人に係る社会保険、年金、納税関係等の書類が必要となる点に注意してください。

☑ 1号特定技能外国人への支援は、登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託するか、自社で支援を行うかによって、提出資料が異なる点に注意してください。

☑ 一覧表項番72「特定技能外国人受入れに関する運用要領【別冊(分野別)】に記載された確認対象の書類(誓約書等)」については、受入れ分野別に、必要な書類が異なります。法務省ウェブサイト([http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)) から書式を取得し、分野ごとに書類が異なる点に注意して作成してください。

☑ 複数人の申請を行う場合、一覧表の項番1「申請する特定技能外国人の名簿」筆頭の申請人について、項番1～72までの提出を要する書類を順に並べます。名簿の2人目以降の申請人は、一覧表の項番2～28、38～43(※)、46～48、64および65を順に並べ、申請人ごとにクリップ等(ホッチキスを除く)で綴じ、名簿順に並べます。

※申請人全員が共通の派遣先に労働者派遣をされる場合、項番38～43のうち41以外を省略できます。

JITCO へ点検・取次をご依頼いただく際は、申請人に係る身分事項を証する書面は提出書類に含まれていませんが、旅券、在留カードの写し、申請する特定技能外国人の名簿（JITCO 書式 200）の提出をお願いします。

## 申請書類別の内容とその留意点

### 1 省令様式

#### ☑ 「在留資格変更許可申請書」について

在留資格を変更するケースで使用する「在留資格変更許可申請書（別記第30号様式）」（一覧表の項番3）は入管法施行規則で定められた省令様式です。在留資格「特定技能」は本年4月に新設されたものですので、申請書右上端に、V（「特定技能（1号）」・「特定技能（2号）」）と記載された書式を使用してください。

#### ☑ 同申請書2枚目20 良好に修了した技能実習

技能実習生から1号特定技能外国人へ移行する場合で、所属機関の変更がない場合は、「技能実習生に関する評価調書（参考様式第1-2号）」の提出を省略することができます。その場合は、余白に「提出省略」と記載してください。

※評価調書は、技能実習2号修了者が実技試験等に合格していない場合、技能実習を行っていた実習実施者（旧技能実習制度における実習実施機関を含む）において当該外国人の技能実習中の出勤状況や技能等の修得状況、生活態度等を記載した評価に関する書面であり、同評価調書により技能実習2号を良好に修了したと認められます。

ただし、特定技能外国人を受け入れようとする特定技能所属機関が、当該外国人を技能実習生として受け入れていた実習実施者である場合（当該外国人が技能実習2号を修了して帰国した後、同一の実習実施者と特定技能雇用契約を締結する場合を含む）で、過去1年以内に技能実習法の「改善命令」（技能実習法施行前の旧制度における「改善指導」を含む）を受けていないときに、省略できます。

#### ☑ 同申請書4枚目2（13）および申請書5枚目2（14）

職業紹介事業者および取次機関がない場合は「なし」と記載します。

#### ☑ 同申請書3枚目27、4枚目2（8）、2（11）、7枚目3（31）、3（40）、8枚目4（14）、4（16）

特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無を囲む項目があります。項

目の記載にあたっては、『在留資格「特定技能」特定技能外国人受入れに関する運用要領（特定の分野に係る要領別冊）』を参照してください。

☑ その他 以下のような、申請人が「特定技能1号」での在留を希望する場合であって、契約により登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託しないときなどの要件に応じた記載には、十分留意します。

○申請書6枚目3（26）外国人を労働者派遣する場合

○申請書7枚目3（32）支援責任者名から（40）適合1号特定技能外国人支援計画の適正な実施の確保につき特定産業分野に特有の事情に鑑みて告示で定められる基準に適合していることの有無（当該基準が定められている場合に記入）等

### 2 参考様式

☑ 参考様式は、特定技能外国人受入れに関する運用要領に参考として示されている様式です。申請人が十分に理解できる言語で作成する必要がある書類については、法務省ウェブサイト（[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)）上の下記の様式を使用すると便利です。申請人が直筆で署名する様式となりますので留意してください。

- ①参考様式第1-1号特定技能外国人の履歴書
- ②参考様式第1-3号健康診断個人票（別紙 受診者の申告書）
- ③参考様式第1-5号特定技能雇用契約書
- ④参考様式第1-6号雇用条件書
- ⑤参考様式第1-7号事前ガイダンスの確認書
- ⑥参考様式第1-8号支払費用の同意書および明細書
- ⑦参考様式第1-17号1号特定技能外国人支援計画書

#### ☑ 参考様式第1-8号 支払費用の同意書および明細書、参考様式第1-16号 雇用の経緯に係る説明書

受入れにあたり、職業紹介事業者による斡旋がない場合や雇用の経緯において費用が発生しない場合が考えられます。そのような場合であっても本様式によって斡旋や費用がない旨を記載し、作成してください。

#### ☑ 参考様式第1-3号 健康診断個人票

本様式は、国内で受診する際に提出する立証資料が健康診断個人票（参考様式第1-3号）と異なる形式でも構いませんが、検診項目として少なくとも健康診断個人票に記載された診断項目を検診し、「安定・継続的に就労活動を行うことについて」医師の署名があることが求められます。とくに診断項目のうち、「胸部エックス線検査」に異常所

見がある場合には、喀痰検査を実施し、活動性結核でないことを確認することが求められます。なお、参考様式第1-3号別紙の「受診者の申告書」は、健康診断を受診するに当たって通院歴、入院歴、手術歴、投薬歴の全てを医師に申告したことの確認を求めるものであることから、健康診断受診後に作成してください。

- ☑ 参考様式第1-17号 1号特定技能外国人支援計画書  
本様式は、登録支援機関に支援計画の全部実施の委託をするか自社で行うかにより記載項目が異なります。本様式最下部にある留意欄を十分に読んだ上で作成してください。

### 3 社会保険、労働保険、年金、 租税関係の添付書類

特定技能の申請では、申請人および特定技能所属機関に係る社会保険、労働保険、年金関係の書類を添付することが特徴的です。とくに留意すべき添付書類の取得方法をご案内します。

※受入機関が法人の場合と個人の場合とでは異なるため、法人の場合を以下に例示します。

※一覧表の留意事項に応じた資料提出をお願いします。

※原本の提出が求められるものについては、発行(作成)後3ヶ月以内のものに限ります。

※例示した書類以外にも添付が必要な書類があります。

#### 申請人に係る添付書類

- ☑ 一覧表項番19 直近1年分の個人住民税の課税証明書および納税証明書

該当年度のうち納期が経過したすべての納税証明書を提出します。市町村で取得可能です(有料)。非課税証明書等を取得するケースもある点にご留意ください。

- ☑ 一覧表項番20 給与所得の源泉徴収票  
項番19番の住民税の課税証明書と同一年分のものの提出が必要な点にご留意ください。

- ☑ 一覧表項番21 税目を源泉所得税および復興特別所得税、申告所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書

税務署発行の納税証明書(その3)です。確定申告をした場合に提出が必要です。

#### 特定技能所属機関に係る添付書類

- ☑ 一覧表項番44 労働保険料等納付証明書  
(未納なしの場合)

特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に必要です。厚生労働省ウェブサイトより申請書を入力した上で、所轄の地方労働局へ持参または郵送して取得します。申請から証明書の交付までに時間を要することもありますので留意してください。

- ☑ 一覧表項番48 職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」(厚生労働省職業安定局ホームページ)の画面を印刷したもの

雇用契約の成立をあっせんした者がいる場合に必要です。厚生労働省職業安定局のウェブサイト(<https://www.jinzai-sougou.go.jp/>)より画面の写しを印刷します。

- ☑ 一覧表項番49 社会保険料納入状況照会回答票または健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し(在留諸申請日の属する月の前々月までの24ヶ月分すべて)

特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合に必要です。回答票は、日本年金機構ウェブサイト(<https://www.nenkin.go.jp/service/sonota/tokuteiginou/2019032902.html>)より申請書を入力した上で、最寄りの年金事務所へ持参または指定された日本年金機構へ郵送した上で取得します。申請から回答まで時間を要することもありますので留意してください。

- ☑ 一覧表項番56 税目を源泉所得税および復興特別所得税、法人税、消費税および地方消費税とする納税証明書 \*税務署発行の納税証明書(その3)

特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要です。最寄りの税務署(有料)で取得します。

JITCOでは、在留資格「特定技能」の点検・取次サービスを行っています。また特定技能の記載例、その解説を分かりやすくまとめた「特定技能 入国・在留諸申請および諸届 記載例集」(本誌22ページ)もJITCO教材センターで販売していますのでご利用ください。

なおJITCOホームページでは、特定技能に係る申請書類の関連リンクを掲載しておりますのでご活用ください。

#### ■ 本件に関するお問合せ先

申請支援部支援第二課(特定技能班)  
03-4306-1040/1041

# 特定技能による受入れの Q&A

新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが始まり、早くも半年が過ぎました。特定技能による受入れについて、監理団体や実習実施者の皆様等からJITCOに寄せられるご相談も徐々に増えています。前号に続き、特定技能にまつわる様々なご相談事例をご紹介します。

**Q1** 当組合の傘下企業から、「工場の生産計画に基づき、短期間のパートタイム従業員として外国人材を採用したい」という相談がありました。特定技能外国人は雇用できますか。

**A1** 法務省令が定める特定技能雇用契約の基準では、「外国人の所定労働時間が、特定技能所属機関に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同等であること。」とされており、運用要領においても「通常の労働者とは、いわゆるフルタイムで雇用される一般の労働者をいい、アルバイトやパートタイム労働者は含まれない」と示されています。従って、パートタイム従業員として特定技能外国人を雇用することはできません。

なお、運用要領によると、「フルタイム」とは、原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上であって、かつ、週労働時間が30時間以上であること」とされています。よって、複数の企業が同時期に同一の特定技能外国人を雇用することもできません。

**Q2** 当組合の傘下企業では、受け入れていた技能実習生が2号修了後、そのまま1号特定技能外国人として継続雇用する予定です。特定技能外国人の雇用に際しては、支援計画を実施するよう定められていますが、生活オリエンテーション等、すでに3年間日本に在留していた元技能実習生には必要ないと思われる項目もあります。一部を省くことはできますか？

**A2** 特定技能外国人に対する支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」と、これに加えて任意で行う「任意的支援」に分けられます。義務的支援はそのすべてを行う必要があり、1号特定技能外国人支援計画には、すべての義務的支援を記載しなければなりません。義務的支援のすべてを

行わなければ、支援計画を適正に実施できていないと判断されます。

技能実習2号または3号修了者が在留資格を変更する場合には、新たな住居の確保や銀行口座の開設等、客観的状況に照らして明らかに不要な支援内容は省くことができますが、ご質問の生活オリエンテーションについては、1号特定技能外国人が十分理解できる言語で、当該外国人が理解するまで実施するよう求められており、少なくとも8時間以上行うこととされています。したがって省くことはできません。

**Q3** 当社には現在、技能実習生が在籍しています。技能実習生と並行して、特定技能外国人も受け入れたいと考えていますが、特定技能外国人の受入れ人数に制限はありますか。

**A3** 特定技能外国人を、技能実習生と並行して受け入れることは可能です。現時点では、介護分野と建設分野を除き、特定技能所属機関ごとの受入れ人数制限はありません。

ただし、向こう5年間の最大値として、特定産業分野別の受入れ見込み数が示されています。今後人手不足の状況の変化等に応じて運用方針の見直し等が検討される際に、当該分野の特定技能外国人が見込み数を超えることが見込まれる場合には、受入れ停止等の措置が執られる可能性があります。

なお介護分野・建設分野については、分野別方針において、次のとおり個別の人数上限が示されています。

●**介護分野**…事業所単位で、日本人等の常勤介護職員の総数を上限とする。

●**建設分野**…1号特定技能外国人と外国人建設就労者の数の合計が、所属機関の常勤職員（外国人技能実習生・外国人建設就労者・1号特定技能外国人を除く）の総数を超えない。

# 技能実習生等の外国人材を受け入れる 事業場における防災対策

日本は地震、台風、集中豪雨といった自然災害が世界的に見ても多い国です。また工場・施設における火災・爆発事故等も起きており、外国人技能実習生を受け入れておられる監理団体・実習実施者の皆さまは、人命を守る「防災活動」について、種々対策を講じられていることと思います。

防災活動は、自らが主体となっていく「自助活動」、地域の自治会や近隣住民が主体となっていく「共助活動」、消防・警察機関や自衛隊、あるいは地方の自治体などが主体となっていく「公助活動」に大別されますが、中でも近年は「初期防災活動」ともいえる「自助活動」と「共助活動」の認識をより高めよう、との考え方が広がっています。そこで本稿では、技能実習生等の外国人材を受け入れる事業場での防災活動について、「自助活動」と「共助活動」を中心に、消防法および労働関係法令の防災規定等に基づき、解説します。

## 1 自助活動

### (1) 消防法に基づく防災訓練の実施

人の力で防ぐことのできない災害が発生した場合に、人命を守るのは「避難」という行動になります。例えば、小規模の火災にあつては、被害の拡大防止の観点から「初期消火」が必要となるケースもありますが、この場合でも「防ぎ切れるかどうか」の判断を誤ると、避難のタイミングが遅れ、人命にかかわることになってしまいます。

このことから「防災訓練」は、「災害が発生した時に、適切なタイミング、適切な経路で、安全に避難できる能力を養うこと」を目的として実施されるべきもの、ということが出来ます。

消防法では、「防災訓練」を、

- ①消火訓練…消火器や消火栓を使用した初期消火の訓練
- ②避難訓練…発生の報知、避難誘導、避難器具使用の訓練
- ③通報訓練…消防機関等への通報訓練

の3つに分類しています。

このうち①消火訓練と②避難訓練については、

- 不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店、宿泊施設および福祉施設等の建物…年2回以上
- 上記以外の用途の建物…事業場が作成する「消防計画」に定める回数（年1回以上）

実施することとされています。

また、③通報訓練については、建物の用途に関係なく、「消防計画」に定める回数（年1回以上）を実施することが求められています。

これら①～③の訓練については、事業場のみならず、技能実習生等が共同して居住する寄宿舎についても実施することとされているので留意してください。

なお、訓練を行うに当たっては、事前に管轄の消防機関に届出を行うこととされているほか、実施した内容等の記録を3年間保存する必要があります。

### (2) 労働関係法令における防災規定

労働安全衛生法では、労働者に対する雇い入れ時安全衛生教育において、「事故時等における応急措置及び退避に関すること」を説明することが定められています。単に座学による講義に留めず、避難経路や方法を実際に経験させる等の工夫が望まれます。

また、「安全な避難」に関連して、事業場の構造や設備などについて

- 屋内の通路の幅の確保、つまづき等の防止
- 非常ベル等警報装置の設置（労働者50人以上の事業場等）
- 避難通路、器具等のわかりやすい表示
- 避難できる出入口の数、扉の構造

など、労働災害を防止する措置が定められているほか、事業

附属寄宿舍規程では、寄宿舍の階段や廊下等の構造、消火設備の設置など細かな規定が設けられています。

### (3) 外国人技能実習生等に対する情報伝達 および視覚的配慮

通常の大人であっても、災害発生時には動揺してしまい、その会話力が小学校4年生並みに低下する、というアメリカの機関の調査結果があります。外国人技能実習生等の場合、とりわけ、その日本語能力に応じたわかりやすい情報の伝達に関する取組みが重要になります。

例えば、避難訓練でよく耳にするアナウンスを考えてみます。

**2階の倉庫付近で火災が発生しました。  
緊急避難してください**

この表現は、はたして日本語に慣れていない技能実習生等がこの重大性をとっさに理解できるものでしょうか。ましてや早口でアナウンスされたら、ほとんど聞き取れないということも十分に考えられます。これを「やさしい日本語」に置きかえると、

**2階の倉庫の近くで火事が起きました。  
すぐに外に逃げてください**

となります。この表現であれば、技能実習生等でも、何が起り、自分がどうすべきかを判断することができます。

このように普段から防災訓練はわかりやすい日本語を使用し、行うよう心がけてください。また、いざという時のために、緊急時に使えるやさしい日本語によるアナウンスをいくつかのパターンで準備しておくことも重要です。

次に、避難に関する誘導標識についてです。日本で一般的に使われている標識は、公会堂や映画館などでよく目にする「JIS規格」による非常口標識です。この標識は日本人にはすぐに解るものですが、技能実習生等の外国人にとってはなじみがなく、何を示しているのかよく解らないという可能性があります。



雇入れ時教育等の機会を利用して、この非常口標識のみならず、安全な避難に関する表示の意味をきちんと教えること

が必要です。できれば表示に母国語を付記する等の配慮をするのがよいでしょう。

## 2 共助活動

集中豪雨や大地震の発生など、一つの事業場では到底対応できない自然災害が発生した場合、地域との共助による防災活動が不可欠となります。

災害が発生すると、一般的に技能実習生等の外国人は、言葉や食生活を含む文化の相違などが要因となり、「災害弱者」として位置づけられがちですが、過去の災害では、「自分も地域のボランティア活動に協力したい、と考える外国人も多数いた」という調査結果があります。また、地域の外国人を一様に「要支援者」として捉えるのではなく、「防災活動の担い手の一員」として捉えることにより、「共助活動」に積極的に参加できるようにしよう、という考え方も広まりつつあります。

技能実習生等を受け入れる事業場においても、

- 地域の防災活動に外国人労働者を積極的に参加させる
- ボランティア活動などを通して地域住民と外国人労働者の交流を図る

など、「共助活動」に結びつくような、地域と技能実習生等の「多文化共生」を進めていくことが必要です。

## おわりに

外国人技能実習生等を受け入れる事業場の防災活動は、第一に、技能実習生等の身の安全を確保するために配慮すること（自助活動）、次に、地域の自治会等と連携し、技能実習生等も地域の防災活動の一員として活躍できるような環境づくりを進めること（共助活動）という2つがあります。まだ克服すべき課題もありますが、防災活動の目的は、「いかにして身を守り、いかにして助けるか」という世界共通の意識に基づくものであることを改めて認識することが重要です。

### ■ 本件に関するお問合わせ先

実習支援部保険業務課 TEL: 03-4306-1172

## 技能実習制度に係る二国間取決めについて

2019年8月末現在、日本政府は14ヶ国(表1)の政府と二国間取決めを締結しました。このうち13ヶ国の政府はすでに認定送出機関を公表しており、そのリストが外国人技能実習機構のホームページで公開されています。

表1 <技能実習>二国間取決めの締結状況 (2019年8月末現在)

二国間取決め締結済み・認定送出機関公表済み	ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ
二国間取決め締結済み・認定送出機関未公表	インドネシア <b>New!</b>

## 技能実習制度に係るJITCOの取組みについて

### ■ バングラデシュ送出機関の来日と勉強会の開催

2019年6月14日、バングラデシュの送出機関連合体BAIRAおよび傘下の40機関が来日し、JITCOを訪問しました。バングラデシュでは技能実習生の送出国業務が従来の政府系機関から民間機関へ開放されたばかりであることから、来日した送出機関を対象にJITCOにて制度勉強会を開催し、技能実習制度の概要や送出国業務について説明しました。

### ■ キルギス国会議員および大使館との協議

2019年7月10日、キルギスから最高会議トドロフ議員および送出機関代表者らが来日し、駐日キルギス大使と共にJITCOを訪問し、協議を行いました。JITCOからは制度の概要や当面の課題について説明し、キルギス側からは教育体制や外国人労働者の送出国体制の整備状況について紹介がなされました。

## 特定技能に係る二国間取決めの締結について

特定技能外国人の受入れに関して日本政府は、悪質な仲介事業者の排除や、情報共有の枠組みの構築のための二国間取決めを行うこととしており、2019年8月末現在、8ヶ国(表2)の政府と締結しています。

表2 <特定技能>二国間取決めの締結状況 (2019年8月末現在)

国名	二国間取決め締結日	送出国政府による認定送出機関の選定
フィリピン	2019年3月19日	未公表
カンボジア	2019年3月25日	公表済み
ネパール	2019年3月25日	規定なし
ミャンマー	2019年3月28日	未公表
モンゴル	2019年4月17日	政府系1機関のみ
スリランカ	2019年6月19日	規定なし
インドネシア	2019年6月25日	規定なし
ベトナム	2019年7月1日	未公表

## 特定技能に係る各国の規定について

特定技能外国人の受入れ・送出国については、日本の関係法令はもちろんのこと、送出国の法令や規則を遵守する必要がありますが、国ごとに内容が異なるので注意が必要です。

**フィリピン** フィリピン労働雇用省(DOLE)によってガイドライン(Department Order No.201および201-A)が公表されています。

**カンボジア** 特定技能に係る手続きの流れおよび認定送出機関一覧が公表されています。候補者はカンボジア労働・職業訓練省の認可を受けた送出機関を通じて、証明書の発行を含む送出国に関する手続きを行う必要があります。送出国手続きと日本での手続きの関係など、詳細は法務省ホームページに掲載されています。

**インドネシア** 受入れを希望する機関はインドネシア政府が運営するウェブサイトHPKOL(労働市場情報システム)に求人情報を登録することや、候補者はSISKOTKLN(インドネシア人海外労働者派遣管理サービス)に登録することなどされています。また、既に在留中の者は大使館から推薦を得なければならないとされていますが、これらの詳細は未公表です。

**ベトナム** 特定技能外国人はベトナム側から推薦者表の発給を受けることとされており、また、各種費用分担等を定めたガイドラインを今後策定するとされています。

これらに関する詳細情報は法務省ホームページ(新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組(在留資格「特定技能」の創設等))でご確認ください。また、JITCOのホームページお知らせや特定技能ページ(在留資格「特定技能」とは一送出国・送出機関とは)でも随時情報を更新してご案内する予定です。

■ 本件に関するお問合せ先 国際部 TEL: 03-4306-1151



# JITCO開催の養成講習実施スケジュール

技能実習法に基づく新たな技能実習制度では、監理団体の監理責任者、外部役員等の皆さまや実習実施者の技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員の皆さまは、主務大臣から告示された養成講習機関が実施する養成講習の受講が義務化または推奨されています。

JITCO(養成講習機関)は2019年度下半期(2019年10月～2020年3月)に以下の講習を実施いたしますのでご活用ください。

## 2019年度下半期の養成講習実施スケジュール

### ①監理責任者等講習

開催日	開催場所
2019年10月 8日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2019年10月 8日	群馬県 高崎白銀ビル(高崎)
2019年11月12日	千葉県 TKP 千葉駅東口ビジネスセンター(千葉)
2019年12月 3日	埼玉県 JA 共済埼玉ビル(さいたま)
2020年 1月 7日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2020年 2月 4日	山梨県 山梨県 JA 会館(甲府)
2020年 2月18日	茨城県 エクセルホール(水戸)
2020年 2月25日	神奈川県 TKP ガーデンシティ横浜(横浜)

### ②技能実習責任者講習

開催日	開催場所
2019年10月 7日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2019年10月10日	高知県 高知商工会館(高知)
2019年10月10日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2019年10月16日	福井県 福井商工会議所(福井)
2019年10月16日	広島県 TKP ガーデンシティ広島駅前大橋(広島)
2019年10月17日	長野県 JA 長野県ビル(長野)
2019年10月17日	大阪府 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前(大阪)
2019年10月24日	栃木県 TKP 宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
2019年10月24日	愛知県 TKP 名駅桜通カンファレンスセンター(名古屋)
2019年10月25日	愛媛県 レーグラッチェふじ(新居浜)
2019年10月29日	富山県 JITCO 富山駐在事務所会議室(富山)
2019年10月30日	富山県 JITCO 富山駐在事務所会議室(富山)
2019年10月31日	三重県 四日市商工会議所(四日市)
2019年10月31日	熊本県 TKP 熊本カンファレンスセンター(熊本)
2019年11月 6日	愛知県 JITCO 名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
2019年11月 7日	愛知県 JITCO 名古屋駐在事務所会議室(名古屋)
2019年11月 7日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2019年11月 8日	愛知県 TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター(名古屋)
2019年11月12日	福岡県 TKP ガーデンシティ PREMIUM 博多駅前(福岡)
2019年11月14日	岡山県 TKP ガーデンシティ岡山(岡山)
2019年11月20日	大阪府 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前(大阪)
2019年11月21日	千葉県 TKP 千葉駅東口ビジネスセンター(千葉)
2019年11月27日	茨城県 エクセルホール(水戸)
2019年11月28日	鹿児島県 TKP ガーデンシティ鹿児島中央(鹿児島)
2019年12月 4日	富山県 JITCO 富山駐在事務所会議室(富山)
2019年12月 4日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2019年12月 5日	富山県 JITCO 富山駐在事務所会議室(富山)
2019年12月 6日	富山県 JITCO 富山駐在事務所会議室(富山)
2019年12月12日	岐阜県 長良川国際会議場(岐阜)
2019年12月12日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2019年12月17日	香川県 サンポートホール高松(高松)
2019年12月19日	神奈川県 TKP ガーデンシティ横浜(横浜)
2020年 1月 9日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2020年 1月16日	静岡県 TKP 浜松アクタワーカーカンファレンスセンター(浜松)
2020年 1月23日	広島県 TKP ガーデンシティ広島駅前大橋(広島)
2020年 1月30日	佐賀県 佐賀市文化会館(佐賀)
2020年 2月 6日	愛知県 TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター(名古屋)
2020年 2月 7日	石川県 金沢商工会議所(金沢)
2020年 2月19日	愛媛県 リジェール松山(松山)
2020年 2月20日	大分県 全労済ソレイユ(大分)

### ③技能実習指導員講習

開催日	開催場所
2019年10月 9日	高知県 高知商工会館(高知)
2019年10月 9日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2019年10月16日	長野県 JA 長野県ビル(長野)
2019年10月23日	栃木県 TKP 宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
2019年10月30日	熊本県 TKP 熊本カンファレンスセンター(熊本)
2019年11月 6日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2019年11月13日	岡山県 TKP ガーデンシティ岡山(岡山)
2019年11月19日	大阪府 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前(大阪)
2019年11月20日	千葉県 TKP 千葉駅東口ビジネスセンター(千葉)
2019年11月27日	鹿児島県 TKP ガーデンシティ鹿児島中央(鹿児島)
2019年12月 3日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2019年12月11日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2019年12月18日	神奈川県 TKP ガーデンシティ横浜(横浜)
2020年 1月 8日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2020年 1月15日	静岡県 TKP 浜松アクタワーカーカンファレンスセンター(浜松)
2020年 1月22日	広島県 TKP ガーデンシティ広島駅前大橋(広島)
2020年 1月29日	佐賀県 佐賀市文化会館(佐賀)
2020年 2月 5日	愛知県 TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター(名古屋)
2020年 2月 6日	石川県 金沢商工会議所(金沢)
2020年 2月18日	愛媛県 リジェール松山(松山)
2020年 2月19日	大分県 全労済ソレイユ(大分)

### ④生活指導員講習

開催日	開催場所
2019年10月11日	高知県 高知商工会館(高知)
2019年10月11日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2019年10月18日	長野県 JA 長野県ビル(長野)
2019年10月25日	栃木県 TKP 宇都宮カンファレンスセンター(宇都宮)
2019年11月 1日	熊本県 TKP 熊本カンファレンスセンター(熊本)
2019年11月 8日	滋賀県 びわ湖大津館(大津)
2019年11月15日	岡山県 TKP ガーデンシティ岡山(岡山)
2019年11月21日	大阪府 TKP ガーデンシティ PREMIUM 大阪駅前(大阪)
2019年11月22日	千葉県 TKP 千葉駅東口ビジネスセンター(千葉)
2019年11月29日	鹿児島県 TKP ガーデンシティ鹿児島中央(鹿児島)
2019年12月 5日	和歌山県 フォルテワジマ(和歌山)
2019年12月13日	沖縄県 沖縄県青年会館(那覇)
2019年12月20日	神奈川県 TKP ガーデンシティ横浜(横浜)
2020年 1月10日	東京都 JITCO 本部会議室(港区)
2020年 1月17日	静岡県 TKP 浜松アクタワーカーカンファレンスセンター(浜松)
2020年 1月24日	広島県 TKP ガーデンシティ広島駅前大橋(広島)
2020年 1月31日	佐賀県 佐賀市文化会館(佐賀)
2020年 2月 7日	愛知県 TKP 名古屋駅前カンファレンスセンター(名古屋)
2020年 2月20日	愛媛県 リジェール松山(松山)
2020年 2月21日	大分県 全労済ソレイユ(大分)

※養成講習のお申込みは、JITCOホームページ④<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/training.html> からとなります。お申込み開始日は同ホームページ等で講習ごとに確認ください。

※10月開催分についてはすでにお申込み受付を終了しているものもありますのであらかじめご了承ください。

※受講料は、一名につき JITCO 賛助会員 8,000円、一般 13,000円(各消費税 10%込) です。

※上記スケジュールに記載のない養成講習についても、追加開催する場合があります。最新情報は JITCO ホームページでご確認ください。

# 「JITCO総合支援システム」(JITCOサポート)をリニューアルしました!

「JITCO総合支援システム」(以下、JITCOサポート)は、外国人技能実習の管理業務等を支援する情報システムです。この度、賛助会員の皆さまの各種業務をサポートする機能として、在留資格「特定技能」の書類作成機能を追加し、「登録支援機関」関連の申請書類作成が可能となりました。また、この機能の追加に伴いメインメニューも一新しました。このほかにも皆さまのご要望を受け、JITCOサポートの改良・機能追加を進めています。今回は新しく追加された機能を中心に、より便利となったJITCOサポートの機能についてご紹介します。

## リニューアル①

### 在留資格「特定技能」関連の書類作成サポートの追加

在留資格「特定技能」による受入れについても、技能実習の申請書類と同様に、書類作成サポートを追加しました。はじめに基本情報を入力いただくだけで、各書類に情報が反映された状態で出力でき、一枚ずつ書類を作成する手間を省けます。

「特定技能」の書類作成機能は、2019年8月現在、「登録支援機関」関連の申請書類の作成のみ対応しています。今後も段階的に機能を追加する予定です。

#### 【対応済みの申請書類(2019年8月時点)】

- 登録支援機関の登録(更新)申請に係る提出書類一覧・確認表

#### 省令様式

- 第83号の様式 手数料納付書
- 第29号の15様式 登録支援機関登録申請書、登録支援機関更新申請書

#### 参考様式

- 第2-7号 登録支援機関の役員に関する誓約書
- 第2-2号 登録支援機関概要書
- 第2-1号 登録支援機関誓約書
- 第2-3号 支援責任者の就任承諾書及び誓約書の写し
- 第2-4号 支援責任者の履歴書
- 第2-5号 支援担当者の就任承諾書及び誓約書の写し
- 第2-6号 支援担当者の履歴書

#### 【今後の機能追加の予定(主なもの)】

- 2019年12月頃～ 「在留資格認定証明書交付申請書」等の申請書類や、「特定技能雇用契約書」、「雇用条件書」等の入国・在留関係申請書類の作成機能

- 2020年3月頃～ 「雇用契約に係る届出書」等の各種届出書、相談記録書等の備え付けが必要な書類の作成機能

※ 内容・対応時期が変更される可能性がありますのでご了承ください。

## リニューアル②

### メインメニューを一新

新しいメインメニューの入力画面は、「組織情報(初期登録)」「技能実習・特定技能共通」、「技能実習」、「特定技能」の3

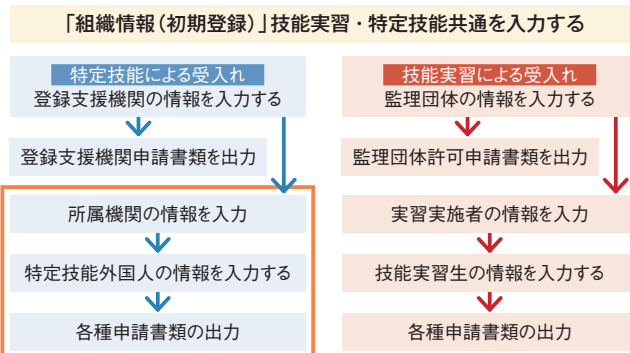
つに分かれています。

まず「組織情報(初期登録)」で名称、住所等などの「団体基礎情報」を登録していただきます。(「団体基礎情報」は、技能実習と共通項目のため、すでに技能実習の書類を作成いただいている方は、入力を省くことができます。)

次に「技能実習初期登録」あるいは「特定技能初期登録」の画面上で必要な情報を入力すると、情報が反映された各種書類がダウンロードできます。



#### 「JITCO サポート」の利用方法と書類作成の流れ



※2019年12月以降リリース予定

## リニューアル③

### カレンダー表示で作業予定が一目でわかる

#### ■スケジュールを案に管理!

技能実習の期間(1号、2号、3号)に応じて必要な作業は自動で登録されるため、日付や進捗状況を入力するだけで簡単にスケジュール管理できます。もちろん個別に作業を追加することも可能です。

#### ■作業予定をカレンダーで管理!

作業は週間と月間の2つの画面で表示され、作業の進捗状

況は、完了済み(グレー)、未完了(ブルー)で色分け。在留期限はピンクで示しています。

週間表示

月間表示

## ■入力情報は各画面と連動!

- ・在留カードの期間満了日は、技能実習生情報で入力した日付が自動で反映されます。
- ・入国・帰国日等の固定作業については、「実習生管理画面」の求人案件情報の入力画面と連動し、片方に入力した日付がもう片方の情報に反映されます。

## ■作業期限のお知らせ機能を追加

あらかじめ通知期間を登録し、期間中にログインすると、メインメニューの「案件作業予定のお知らせ」に作業名が表示されるようになりました。

### ▶便利な活用法

#### 技能実習生の勤怠管理や給与計算もできます

JITCO サポートでは、各種申請書類の作成で、雇用条件書等を作成する際に登録された就業情報、賃金情報等の雇用条件情報をもとに、技能実習生の勤怠管理や給与計算ができます。

#### ■勤怠管理の方法

- ①実習実施者が、技能実習生一人ひとりに出勤・退勤時間申請用のID・パスワードを設定し、技能実習生に付与します。
- ②技能実習生が、JITCO サポートの勤怠入力画面にログインし、出勤・退勤時間を申請し、毎日の就業時間を記録します。有給休暇も同画面から申請できます。  
※技能実習生が勤怠入力画面にログインするためにはスマートフォンが必要です。
- ③技能実習生が申請した出勤・退勤時間の情報を、実習実施者が管理者画面で承認すると、JITCO サポート内に記録されます。有給休暇は、実習実施者が管理者画面で承認すると、勤怠画面に自動で消化日数

が反映され、残りの有給休暇日数を管理できます。登録された就業情報をもとに、月次勤怠記録表や出勤簿を出力することもできます。

#### ■給与計算の方法

実習実施者が、給与額、割増賃金率、支給控除等の設定をすると、自動で支給額が算出され、支給明細書を作成できます。毎月の給与明細書の作成だけでなく、賞与の支給明細も作成できます。

### ▶操作方法を学べる

#### 「JITCO サポートセミナー」のご案内

JITCO では、申請書類に関する業務を担当される監理団体・実習実施者の役職員の方を対象に、「JITCO サポート」の操作方法を学べるセミナーを開催しています。本セミナーでは、実際にパソコンを一台ずつお使いいただき、「技能実習計画認定申請」の申請書類を作成します。一から入力方法をご説明しますので、初めて「JITCO サポート」を利用する方も、効率的に操作方法を修得できます。セミナーにご参加いただいた方からは、「わかりやすい説明だった」「別システムを使っていたが、今後は JITCO サポートの利用を検討したい」等のご好評をいただいています。

本セミナーは JITCO 本部では原則毎週、全国各地では、JITCO 地方駐在事務所の所在都市を中心に随時開催しています。賛助会員および傘下機関登録をされている実習実施者の皆さまであれば、無料でご参加いただけます。また JITCO 本部開催分については、日程により「申請書類の概要説明」と併せた2部制のセミナーも開催しています。

- 「JITCO サポートセミナー」の詳細・お申込みは JITCO ホームページ 賛助会員用ページ <https://support.jitco.or.jp/Login> をご覧ください。

※ログインが必要です

- 「JITCO サポート」の利用方法等のご質問は、専用のヘルプデスクもご活用ください。

フリーダイヤル: 0120-660-798

【受付時間】平日9時～17時

### ■本件に関するお問い合わせ先

JITCO 総務部賛助会員課 TEL: 03-4306-1163



# 鉄道事情

アジアの国々では、めざましい経済発展によって、人々の暮らしが刻一刻と変化しています。今回お届けするのは、重要なインフラのひとつである「鉄道」についてです。各国の鉄道を巡る歴史、都市生活の変遷、最新のトピックスを語っていただきました。



## Vietnam【ベトナム】

ファム・ラン・アイン(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### いつか「南北統一鉄道」に乗りたい!

ベトナムでは、鉄道といえば「南北統一鉄道」です。もとはフランス植民地時代の1881～1885年に、サイゴン（現ホーチミン市）とミトを結ぶ約70kmの線路が敷かれ、その後南北に拡大し、1936年に南北鉄道として開通しました。でもこの鉄道は、ベトナム戦争中に17度線（軍事境界線）で切断されてしまいました。南北ベトナム政府は、ともに鉄道の役割を認めつつも、これを活用できなかったのです。

戦争は私の幼少の思い出にも影響しています。当時、安全な場所を求めて疎開させられたのですが、近ければ自転車で、遠ければバスや汽車で移動したものでした。私は車に酔いやすく、ほとんど汽車にしか乗れませんでした。でも汽車だっていつも人と荷物がぎゅうぎゅうに詰め込まれた状態で、快適ではありませんでした。ですから汽車についてよい思い出がないのです。

戦争が終わると、再び鉄道の拡張が試みられるようになりました。とくにハノイからホーチミンまでは「南北統一鉄道」（Tàu Thống nhất Bắc Nam）と呼ばれ、人と荷物を運ぶ交通機関として期待されました。でも、復旧はなかなか進みませんでした。1986年にドイモイ対策が始まり、ようやく南北統一鉄道やハノイやホーチミンと各地を繋げる路線が整備され、運輸技術もサービスもだんだんと改善されていきました。南北統一鉄道の再開当初、ハノイ～ホーチミン間が70時間

以上もかかったのに対し、現在は列車によっては31時間から37時間ぐらいに短縮されました。ベトナム人の知り合いに聞いたところ、五つ星列車の一番高級な車両なら、日本の新幹線にはまだおよびませんが、設備や食事・サービスはとても快適だそうです。

ただし、運賃がハノイ～ホーチミン間の往復航空券よりも高いのだそうです。それでは、大衆向けの交通手段とはいえませんね。じつは私も、南北統一鉄道に乗る機会がないまま結婚し、来日しました。ベトナムの友人に「時間はかかるけれど、旅を目的とするならいいですよ。ハイヴァン峠を通る時、絶景が見えます。一度でも乗ってみて」と言われたので、里帰りする時にいつか叶えたいな、と思っています。

さて、経済発展とともに自動車が増えて、交通渋滞が問題となっているベトナムでは、日本と同じような通勤電車網を築くことを目指し、都市電車というプロジェクトのもと、高架鉄道・地下鉄・モノレール・路面電車等の開発に力を注いでいます。二大都市でみると、ハノイ市ではハノイ～ハドン間（約10km）の高架鉄道を建設中です。でも建設が遅れ、何度も開通が延期し、不満の声も聞かれるようになってきました。「生きているうちに乗れるかしら」と私の友人の間でもよく冗談が言われるくらいです。一方、ホーチミン市では、ベトナム初の地下鉄が、日本の技術を導入して建設中です。2020年に第一路線のベンタイン～スオイティン間（約19.7km）が、2026年までに全区間が開通される予定だそうです。日本のように、通勤・通学に役立つ鉄道網が早期に普及するように願っています。



## China [中国]

兎 国華(JITCO 元母国語相談スタッフ)

### 中国の高速鉄道システムの発展

「新幹線に乗ってみると、前進を急かされている感じがする。我々は今こそ、前進しなければならない」。これは、日中平和友好条約が締結されて間もない1978年10月に来日した鄧小平氏(当時の副総理)が、東海道新幹線で京都を訪れた時の言葉です。

東海道新幹線は1964年に開業し、東京～新大阪間(552.6 km)を4時間、最高時速210kmで走行しました。初代の0系新幹線は、先頭車両が弾丸のような流線形で、中国では「弾丸列車」としてよく知られています。一方、当時中国で最速だったのは、北京～上海間(1,462 km)を結ぶ蒸気機関車で、17時間40分(平均時速84 km)かかりました。また私は、1980年代半ばに北京で修士課程にあった時、無錫～北京間(1,377 km)を移動したことがあります。快速列車で22時間程かかりました。チケットは駅の窓口で長時間並ばないと手に入らず、車内はすし詰め、寝台車のチケットは人脈がないと購入できませんでした。

その後、日本に留学した私は、1990年代後半から、中国の鉄道分野の高官や専門家が来日する際に、日本側の通訳を務めるようになりました。中国では高速鉄道の開発が本格化し、私は中国視察団とともに、八重洲にある指令センターや新幹線の運転室、車両整備基地、深夜のドクターイエロー車両によるレール診断風景等を見学しました。2005年ごろ、中国が新幹線の技術を導入して車両も購入することになりました。私は技術資料やマニュアルの翻訳、「中国南車四方車両有限公司」の技術者の招聘、乗車体験、車両製造現場(神戸工場)の通訳手配等を行いました。中国が購入したのは、新幹線のうち中レベルのE2系「はやて」1000番台でした。なぜ中レベルの技術なのかと聞いたところ、手ごろな予算で時速200 km台の技術を導入でき、中国の鉄道事情にも見合うからという回答でした。

中国は1997年から2007年まで、6回にわたり高速鉄道のスピードアップを行いました。第1～5回までに最高時速は140 kmから160 kmになり、第6回の2007年には200～250 kmに到達。現在は北京～上海間を4時間36分で走行します。チケッ

トの購入も2011年からインターネットでの予約が可能となり、今は実名で身分証明書を示せば購入できます。

この躍進の背景にあったのが、動力車両「和諧号」です。中国は新幹線を導入する他に、カナダ、フランス、ドイツから技術提供を受け、4タイプの動力車両(CRH1～3、5)を製造しました。2007年12月、「中国が初の動力車両CRH2-300の生産工程を終え、日本、フランス、ドイツに次いで時速300 kmの動力列車を製造できる国になった」というニュースが駆け巡りました。CRH2は日本の「はやて」の技術を反映したもので、私はのちに中国に帰国した際、「はやて」と同型の高速度鉄道に乗りました。感無量でした。中国の高速鉄道システム開発は、日本に学び、追いつき追い越そうという典型的事例だったと思われます。



## Philippines [フィリピン]

島山 エルサ(JITCO 母国語相談スタッフ)

### 通勤・通学の混雑緩和を担う、首都圏の鉄道網

近年の人口増加と経済発展に伴い、マニラ首都圏では自動車渋滞が大きな問題になっています。とくに平日の通勤・通学時間帯の渋滞のひどさは驚くほど。渋滞を避けるため、鉄道駅の近くに住む人々の中には、職場や学校の最寄り駅まで電車に乗って、到着駅から目的地までジブニー(乗合タクシー)に乗り換える人も増えてきました。

現在、首都圏の鉄道網は、フィリピン国有鉄道(PNR、Philippine National Railways)と高架鉄道のLRT(Light Railway Train)あるいはMRT(Metro Rail Transit)が運行されています。PNRは「メトロコムーター」の愛称で呼ばれ、トゥトゥバン駅からマニラをはさんでアラバン駅まで、首都圏と郊外都市を結び、ディーゼルカーを走らせています。車両と線路の老朽化や周辺環境の問題からスピードを出せず、自転車並みの低速度ですが、通勤・通学時はかなり混雑しています。運行本数が少なく(1日21往復)、そのためか、線路上で人カトロッコを無許可で走らせる違法営業者がいるのですが、これも地域住民の交通手段になっていたりします。



高架鉄道は、LRT1号線・2号線、MRT3号線の2系統3路線が運行されています。LRT1号線は首都圏の西側をエドサ通り沿いに南北に縦断し、LRT2号線は首都圏中央と東側の新興住宅地（サントラン駅）を東西に結んでいます。またMRT3号線は、首都圏東側を、半円を描くように走っています。LRT1号線とMRT3号線は、北側のノースアベニュー駅と南側のタフト駅で接続され、環状になってはいるのですが、運行システムの違いから相互乗り入れはできていません。

この3路線は、いずれも首都圏の主要な場所や観光地、マーケット近くに駅がありますので、マニラを訪ねたらぜひ乗ってみてください。利用方法は日本で電車に乗るのと大差はなく、職員がいる切符売り場、あるいは自動券売機で乗車券を購入するか、Beep Cardと呼ばれるICカードを利用して自動改札機を通過します。日本との違いをあげるなら、駅に入る前に手荷物検査を受けることでしょうか。でも手荷物検査はショッピングモールやオフィスビルに入るときも行われるので、フィリピンでは普通のことです。

かつては列車の発着時間がいいかげんで治安が悪いと言われていたマニラの鉄道も、最近では運行システムが改良され、利用マナーも少しは良くなってきています。現在、日本のODA（政府開発援助）により、現行路線の改良および延伸工事、首都圏地下鉄建設工事、フィリピン鉄道訓練センター開設事業等が進められています。MRT3号線については、これまでの杜撰な保守点検作業のために車両事故や運行不良が頻発し、利用者の不満がたまっていましたが、昨年からは日本企業が運行システムと車両の保守点検業務を担うようになりました。今後は日本並みのサービスとなること、ますます安全で便利になることが期待されています。



## Indonesia 【インドネシア】

秋谷 恭子(JITCO 母国語相談スタッフ)

### インドネシアの鉄道輸送史

インドネシア語では、列車を示す単語を kereta api（クレタアピ）といいます。kereta は運搬を目的とする車輪付の箱、api は「火、炎」。深いジャングルを切り拓いて敷かれたレール

を、白い煙を巻きあげて蒸気機関車が走る様子がしのばれる単語です。私が25年ほど前にスマトラ島を旅したとき、古い蒸気機関車がモニュメントとして風雨にさらされたまま展示されていたのを思い出します。

インドネシアの鉄道の歴史は意外に古く、オランダ統治



時代に遡ります。初めに鉄道が整備されたのは主にスマトラ島とジャワ島でした。まず1876年にジャワ島中部にあるスマランで農産物や軍の物資の輸送を目的とした鉄道が開通しました。日本の新橋～横浜間の開通（1872年）と同時期のことです。一方スマトラ島では、鉱山から石炭などの運搬を目的としたレールが敷かれ、その後も輸送手段として開通・廃線が繰り返されました。

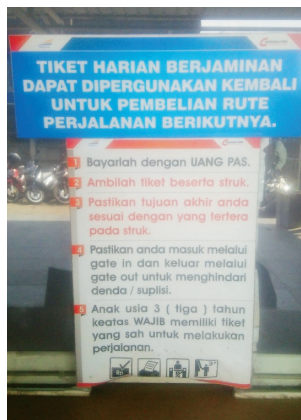
日本統治時代になると日本軍によって輸送網の整備がなされましたが、独立戦争後は次第に荒廃し、自動車が登場したことで、鉄道の利用はさらに減少していきました。その後インドネシアは近代化政策、経済危機などの様々な局面を経て、現在に至ります。

最近の現地の鉄道事情は、日本でもよく見聞きするのではないのでしょうか。というのも日本の鉄道会社の協力のもと、中古車両を輸入し、快適な大量旅客輸送を目指しているためです。今年3月には日本製の新車両を導入し、念願の地下鉄運行を開始しました。開通当初は混乱もありましたが、順調に運行しているようです。

また先日はインドネシアの鉄道会社によって、こんな発表がありました。ドイツで開発された、水素エネルギーで走る列車の導入を検討しているというのです。既存のレールの上を走らせることができ、コストを抑えられ、長年、住環境の整備を訴え続けるインドネシア政府の意志を感じます。このプロジェクトが早々に実現されれば、アジアで初となることでしょう。

着々と変わりつつあるインドネシアですが、気になる話題もあります。鉄道の不正乗車です。無賃乗車はどの国でも「つい出来心で…」とあり得ることですが、インドネシアでも過去

に正規運賃を支払わず乗車した人が強制的に下車させられたケースが現地で報道されていました。私が数年前にジャカルタを訪問した時にも、通勤列車の切符購入の注意書きを見かけました(写真)。「乗車区間の運賃購入」を訴えて、「罰則料金を払わないためにも、必ず自動改札機から入り、出るように!」と書かれていました。



鉄道事情はアジアの国々で似ているところもあれば、違うところもあるようです。技能実習生に、日本の電車を利用する時のモラルやマナー、また非常時に身の安全を守る判断、行動について、日ごろから教えてあげることが大切だと思います。

【参考文献】『インドネシアの辞典』1991年／『インドネシア検定』2010年／ウィキペディア インドネシア語版「インドネシアの鉄道」他／Detik.com “Kereta Hidrogen Pertama Asia akan Meluncur di Indonesia” 2019年7月9日付記事



## Thailand [タイ]

小森 里江子(元 JITCO 国際部母国語スタッフ)

### タイの鉄道は生活の便としては不人気! 理由は…

日本では生活に欠かせない鉄道ですが、タイでは実はそうでもないのです。

まずタイの鉄道の種類ですが、代表的なものとして①バンコク・スカイトレイン(BTS)②地下鉄(MRT)③タイ国有鉄道(SRT)があります。

①のBTSはバンコクの中心部を走る高架鉄道で、タイ人だけでなく外国人観光客にもよく知られた移動手段です。公共バスに比べると運賃は高いものの、渋滞の激しいバンコクで近年、利用者を増やしつつあります。しかし故障によって止まることも多いなど、技術面での課題が残されているというのが

現状です。②のMRTは、BTSがカバーしていないバンコクの東西方面を走っていて、BTSと併せて日常的に利用する人が増えています。とくに2016年に開業したバンコク郊外を走るパープルラインは、タイ初となる日本の技術を利用した都市鉄道路線であり、日本のインフラ輸出の成功例とされています。③のSRTはタイ全土の主要都市をカバーしていて、路線総延長距離は4,041kmと、東南アジアの中では最大規模です。バンコクからは、バンコクに次ぐ大都市であるチェンマイや、観光客に人気の古都アユタヤ、ラオス国境の町ノンカイ、カンボジア国境のアランヤプラテートなどへアクセスできます。

ここまでお伝えすると、タイの道路渋滞を考えれば地元の鉄道利用客が増えても良いのでは?と思われるかもしれませんが、タイの鉄道は日本と比べて日常の移動手段としての位置付けが低いのです。その理由はつまり、他の移動手段に比べて「費用が高い」から。例えば、BTSは日本の山手線のような存在であるためもっと利用されてもいいはずですが、公共バスと比べると路線数、運賃で圧倒的に不利です。筆者の経験では、公共バスなら9パーツ(約32円 ※2019年7月現在)でバンコク市内を30分移動できるのに対し、BTSの運賃は初乗りで15パーツ(約53円 ※2019年7月現在)。バスと同じ距離を移動すると倍以上かかるのです。そのため、BTSを日常的に使うのは、バンコクの中心部で働く会社員など、ある程度お金に余裕がある人がほとんどです。またタイでは、バンコクに限らず、マイカーブームがやっと落ち着いたところであり、どんなに道路が渋滞してもせっかく手に入れたマイカーで移動したいという心理が、BTSの利用者が少ない一因でもあると筆者は推測します。

では都市間など、ある程度長距離の移動になるとどうなのかというと、生活の便としては、さらに鉄道の人気は落ちます。長距離移動の選択肢はSRTですが、なんと車よりも時間がかかるうえに、到着時刻が何時間も遅れるといったことが日常茶飯事。「それなら車やバスで移動しよう」となってしまうのです。高速鉄道ができれば話はまた変わるかもしれませんが、完成はまだまだ先のようです。

# JITCOの教材のご案内



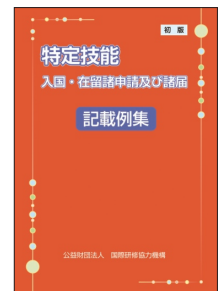
## 新刊! 特定技能外国人の受入れに必要な全書類を JITCO が解説

### 特定技能 入国・在留諸申請および諸届 記載例集 (賛助会員は割引)

定価:5,500円(本体5,000円+税) A4判 496頁

本書は、在留資格「特定技能」に係る申請書および届出書を網羅して JITCO が解説した記載例集です。地方出入国在留管理局に対する在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請、登録支援機関の登録申請あるいは登録更新申請等について、記載の方法や注意すべき事項を分かりやすく解説しています。

また特定技能雇用契約書、支援計画変更に係る届出書、支援委託契約に係る届出書等の各種参考様式についても記載例を示しています。



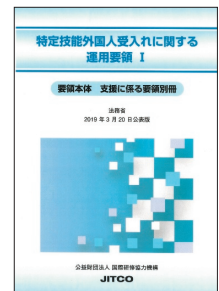
## 増刷しました! 在留資格「特定技能」の正しい理解・運用のための必携書

### 特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅰ(要領本体・支援に係る要領別冊)(賛助会員は割引)

定価:2,200円(本体2,000円+税) A4判 197頁

本書は、法務省が公表する「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(2019年3月20日公表版)の「要領本体」および「支援に係る要領別冊」を製本したもので、在留資格「特定技能」に係る法令の解釈や運用上の留意点が明らかにされています。

特定技能所属機関や登録支援機関等の皆さまはぜひお手元においてご活用ください。

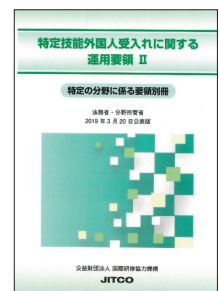


### 特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅱ(特定分野に係る要領別冊)(賛助会員は割引)

定価:2,640円(本体2,400円+税) A4判 287頁

本書は、法務省が公表する「特定技能外国人受入れに関する運用要領」(2019年3月20日公表版)の「特定分野に係る要領別冊」を製本したものです。在留資格「特定技能」で受入れが可能な14分野について、分野ごとに詳細な基準や参考様式が示されています。

各分野における特定技能の制度の適正な運用を図るために、『特定技能外国人受入れに関する運用要領Ⅰ』とあわせて必読いただきたい一冊です。



上記3種類の書籍をセットで同時にご購入の場合、賛助会員に限り、定価の4割引で販売します。

※ 今回紹介した教材の詳細については、当機構HP→教材・テキスト販売→「教材センターからのお知らせ」をご覧ください。

【教材に関するお問い合わせ先】 JITCO教材センター

TEL: 03-4306-1110

FAX: 03-4306-1116

E-mail: publication\_center@jitco.or.jp



## 技能実習の現場に必要な日本語を効率的に学べる!

### ☆外国人技能実習生のための日本語〔実習現場編〕(技能実習生用)

(賛助会員は割引)

定価:2,420円(本体2,200円+税) B5判 193頁

本書は、技能実習を行いながら、日本語を学習する技能実習生のための教材です。このテキストを使うと日本語だけでなく、技能実習生活のルールや安全衛生に関すること、地域共生に必要なことも学ぶことができます。

また、機械・金属、建設関係、溶接、食品製造関係、繊維・衣類関係の計5職種に関する会話例を掲載。巻末には日本語と8ヶ国語(英語、ベトナム語、中国語、インドネシア語、フィリピン語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語)を併記した語彙集(約640語)を収録しています。



### ☆外国人技能実習生のための日本語〔実習現場編〕(練習問題集)

(賛助会員は割引)

定価:2,310円(本体2,100円+税) B5判 97頁

本書は、「外国人技能実習生のための日本語〔実習現場編〕」で学んだ語彙を中心に作成した問題集です。技能実習生は文法事項に集中して復習し、効率的に日本語を身につけることができます。補助テキストとして併せてご活用ください。



上記☆が付いた2種類の教材をセットで同時にご購入の場合、賛助会員に限り、定価の4割引で販売します。

### 外国人技能実習生のための日本語〔実習現場編〕(指導員用)

(賛助会員は割引)

定価:2,750円(本体2,500円+税) B5判 194頁

本書は、技能実習生に日本語を教えるすべての指導員の方に必読いただきたい1冊です。具体的な指導の進め方を記したマニュアルを巻末に備えています。

入国前の日本語講習と入国直後の集合講習を修了した技能実習生に対し、技能実習の現場で遭遇する様々な場面で役立つ文型を用いながら指導できるように作成しています。技能実習生が実習現場で経験するシーンはもちろん、日本における生活の様々なシーンを想定した学習が可能です。



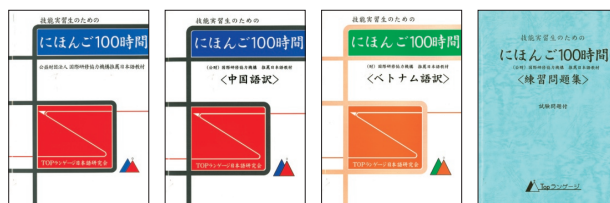
## 値下げしました

### 技能実習生のためのにほんご100時間 CD版 (賛助会員割引なし、旧本体価格 1,500円)

定価:1,100円(本体1,000円+税)

技能実習の現場と日常生活の両方で役立つ日本語を100時間で学べるように意図した教科書「技能実習生のためのにほんご100時間 教科書」の本文およびまとめのテキストを録音したCDです。

教科書(定価2,530円、消費税10%込み)、翻訳本(定価1,650円、同)、練習問題集(定価1,320円、同)と一緒に購入をお勧めいたします。





## JITCOの「母国語相談ホットライン」終了のお知らせ

2019年9月末をもって、JITCOの「母国語相談ホットライン」は終了しました。なお、技能実習生からの一般的なご相談は引き続き受け付けています。

お問合せ先

実習支援部相談課  
**03-4306-1160**

※外国人技能実習機構(OTIT)では母国語相談を実施しています。

詳細は、技能実習生手帳や外国人技能実習機構(OTIT)のホームページ(<https://www.otit.go.jp/>)をご確認ください。

## 「JITCOサポートヘルプデスク」をご活用ください

JITCO 総合支援システム「JITCO サポート」のご利用にあたり、ご利用者様の利便性向上を目的として「JITCO サポートヘルプデスク」を開設しています。ヘルプデスクでは、JITCO サポートに関するご不明な点(操作方法など)について専任のスタッフが回答いたしますので、是非、お気軽にご利用ください。なお、お問合わせ内容によっては、ヘルプデスク担当者から折り返しご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

▶ JITCO サポート  
ヘルプデスク

電話番号

フリーダイヤル

**0120-660-798**

(携帯電話からもご利用いただけます)

ご利用時間

**平日9時から17時まで**

(土日、祝日を除く)

## JITCOの各種セミナーのご案内

技能実習制度をご利用の皆さまを対象とする養成講習および各種セミナーを開催しております。皆さまのご参加をお待ちしております。

詳細とお申込みはこちらから  
<https://www.jitco.or.jp/ja/seminar/>

### セミナーカレンダー(2019年10月~12月実施分)

※2019年9月時点。開催情報は追加・変更することがございます。

※お申込受付を開始しているセミナーについては、すでに満席となっている場合がございますがご容赦ください。

	内容	場所	担当部	お問合せ先
10月	2日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	16日(水) 在留資格「特定技能」に係る申請書類の書き方 駐在セミナー	水戸	実習支援部業務課	03-4306-1189
	24日(木) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】	大阪	講習業務部業務課	03-4306-1138
	25日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	東京(JITCO本部)	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
11月	6日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	14日(木) 技能実習生受入れ実務セミナー【団体監理型】	名古屋	講習業務部業務課	03-4306-1138
	15日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	仙台	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
12月	4日(水) 技能実習制度説明会	東京(JITCO本部)	実習支援部相談課	03-4306-1160
	12日(木) 日本語指導担当者実践セミナー	名古屋	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168
	13日(金) 日本語指導担当者実践セミナー	高松	講習業務部日本語教育課	03-4306-1168

かけはし(JITCO JOURNAL) 第28巻139号

発行日 2019年(令和元年)10月1日

発行 **公益財団法人 国際研修協力機構** 〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング(受付11階)

企画編集 総務部 広報室 Tel:03-4306-1166 Fax:03-4306-1112

E-mail:kouhou@jitco.or.jp JITCOホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



外国人技能実習生を受け入れる体制作り

# 割安な保険料・充実した補償の保険

## 外国人技能実習生総合保険(海外旅行傷害保険)のご案内

- 1 講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険**  
在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
- 2 本国出国から一定期間は治療費用を100%補償**  
国民健康保険、健康保険等の社会保険が適用になるまでの間も補償されます。

- 3 日常生活での第三者への損害賠償責任を補償**  
自転車運転中の交通事故に伴い、法律上の損害賠償責任を負った場合も保険金をお支払いします。
- 4 割引が適用された割安な保険料**  
公益財団法人国際研修協力機構(JITCO)が窓口となるので割安な保険料になります。



タイプ	保 険 金 額				保 険 料				
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間	
死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用	…12か月 保険期間				…36か月 保険期間	…13か月
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	13,330円 13,810円 14,070円	30,020円 30,500円 30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	17,340円 17,910円 18,130円	39,210円 39,810円 40,250円
3	2,000万円	100万円	2,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	20,840円 21,460円 21,630円	47,310円 47,960円 48,400円
4	3,000万円	100万円	3,000万円	100万円	1億円	300万円	15日 1か月 2か月	27,840円 28,560円 28,630円	63,510円 64,260円 64,700円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	11,140円 11,430円 11,610円	25,030円 25,340円 25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	10,720円 11,130円 11,380円	23,900円 24,320円 24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	13,080円 13,550円 13,830円	29,450円 29,920円 30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	17,070円 17,650円 17,860円	38,610円 39,210円 39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	19,650円 20,390円 21,180円	42,840円 43,520円 44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	22,000円 22,750円 23,490円	48,420円 49,300円 50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日 1か月 2か月	26,210円 27,000円 27,820円	57,690円 58,540円 59,560円

NEW!  
プレミアム  
プラン

(注1)保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。  
(注2)他の保険期間中のご加入希望の場合は、株式会社国際研修サービスにお問い合わせください。  
※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等については「パンフレット」等をご確認ください。  
※この広告は外国人技能実習生総合保険の概要を記載したものです。ご加入にあたっては「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「パンフレット」等をご確認ください。  
※これらの保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は、他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)  
三井住友海上(幹事会社)、損保ジャパン日本興亜、東京海上日動、あいおいニッセイ同和

この機会にご検討ください。  
**保険に関するお問い合わせは**

WEB募集は  
**k-kenshu.net**  
 こちらから

代理店・扱者(お問い合わせ先)  
**株式会社国際研修サービス**  
**TEL 03-3453-3700** FAX 03-3453-3703  
<http://www.k-kenshu.co.jp/>

随時受付中

# 技能実習 Days

デイズ



JITCOホームページ内「技能実習Days」では、監理団体・実習実施者の皆さまからご提供いただいた技能実習生たちの日常を、写真とコメントで紹介しています。これまでホームページに掲載させていただいたものの中からピックアップした写真をお届けします。

※以下敬称略

## 協立建物管理株式会社

私たちは広島市にある総合ビル管理の事業者です。昨年末にベトナムから受け入れた技能実習生4名に広島の名所を体験してもらうため、「厳島」(安芸の宮島)まで足を延ばしました。

1996年に世界文化遺産に登録された「厳島神社」は、たびたび自然災害に見舞われていますが、大規模修復を行いながら現存しています。技能実習生たちはその姿をしっかりと目に焼きつけていました。



## みやぎオーバースー協同組合/ ヤマサ正栄水産株式会社

当組合に所属する実習実施者「ヤマサ正栄水産株式会社」では、技能実習生に日本の文化を体験してもらうために、数年前から毎月2回ほど、舞踊のレッスンを行っています。今年の5月に、「石巻市歌謡祭・舞踊祭チャリティーリサイタル」が開催され、技能実習生たちが練習の成果を披露しました。

技能実習生たちは「緊張したけれど、とても楽しい1日だった!」とのことでした。



## 有限会社ヘアメッセージ

私どもは中国から3名、ベトナムから6名、計9名の技能実習生を受け入れています。

今年の夏は、技能実習3年目の中国人技能実習生3名と、和歌山県白浜温泉へ親睦旅行をしました。彼らにとっては日本で過ごす最後の夏。たくさんの笑顔を見ることができて私たちも幸せな気分になりました。

今回は事業所の都合でこの3名だけでしたが、今後も技能実習だけではなく、日本の自然や歴史、文化に触れられる機会をたくさん作りたいと思います。



**写真を掲載しませんか?** 応募要項は JITCO ホームページをご覧ください。🌐 <https://www.jitco.or.jp/ja/days/>